

各種免許・資格について

(1) 卒業時に取得できる国家試験受験資格

《看護学科》

①看護師国家試験受験資格

卒業に必要な単位を修得すると、看護師国家試験受験資格が与えられます。

②保健師国家試験受験資格

在学中に卒業に必要な単位とは別に、保健師国家試験受験資格取得科目を履修し、その単位を修得すると、保健師国家試験受験資格が与えられます。

《医療検査学科》

臨床検査技師国家試験受験資格

卒業に必要な単位を修得すると、臨床検査技師国家試験受験資格が与えられます。

(2) 申請により取得できる免許

《看護学科》

養護教諭二種免許

保健師資格取得後、各地方自治体に申請で取得することができます。所定の科目を履修し、単位を修得している必要があります。

(3) 在学時に取得できる資格

《医療検査学科》

①毒物劇物取扱者

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）の定めに基づき、毒物や劇物の輸入、製造・販売などを行う企業内でそれらによる保健衛生上の危害の防止に当たる責任者です。

②健康食品管理士／食の安全管理士

健康食品に関する知識を学び、健康食品に関わる品質保証に基づく安全性、健康食品と薬剤との有効性の比較、当該健康食品を摂取する対象者の的確な選択や食品摂取者の健康状態などを判断できるようになります。

必修科目の他に所定の科目を履修し、単位を修得する必要があります。

③Excel®表計算処理技能認定試験

ビジネス能力認定サーティファイが実施している Excel 表計算処理技能認定試験は、Excel についての実践的な能力や知識を評価する試験です。

試験は、「知識問題」と「実技問題」に分かれており、機能についての理解や使い方など、ビジネスで役立つ Excel に関する知識を身に付けることができます。

保健師国家試験受験資格取得科目履修要項

保健師国家試験受験資格取得希望者は、学則第13条、別表3に規定された1.(1)の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。また、保健師国家試験受験資格取得と共に養護教諭二種免許取得を希望する場合は1.(2)の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

1. (1) 保健師国家試験受験資格に必要な科目（学則第13条、別表3、看護学2群・3群科目）

| | |
|--------------|-----|
| 疫学 | 2単位 |
| 保健統計学 | 2単位 |
| 保健医療福祉行政論Ⅰ | 1単位 |
| 健康政策論 | 2単位 |
| 公衆衛生看護学概論 | 2単位 |
| *公衆衛生看護支援技術Ⅰ | 2単位 |
| *公衆衛生看護支援技術Ⅱ | 2単位 |
| *公衆衛生看護対象論Ⅰ | 1単位 |
| *公衆衛生看護対象論Ⅱ | 1単位 |
| *公衆衛生看護展開論 | 2単位 |
| *公衆衛生看護管理論 | 1単位 |
| *地域健康危機管理論 | 1単位 |
| *学校保健・産業保健 | 1単位 |
| *保健医療福祉行政論Ⅱ | 1単位 |
| *公衆衛生看護学実習 | 5単位 |

計 26単位
以上のうち、*印がついた科目は卒業単位に含まれない。

(2) 養護教諭二種免許取得も希望する場合に必要な科目

| | |
|------------|-----|
| 情報処理Ⅰ | 1単位 |
| データサイエンス基礎 | 2単位 |
| 英語Ⅰ | 2単位 |
| 医療英語 | 1単位 |
| 日本国憲法 | 2単位 |
| スポーツと健康Ⅰ | 1単位 |
| スポーツと健康Ⅱ | 1単位 |

計 10単位

2. 履修者 40名程度

3. 履修期間 3～4年次

4. 履修希望資格

- (1) 各学年において履修すべき科目の単位を全て修得していること。
- (2) 履修する動機が明確であること。
- (3) 意欲的に学習する意志があること。
- (4) 健康管理の状態が良好であること（履修に不安がある場合は、事前に担当教員に相談してください）。
- (5) 履修するための生活環境が調整されていること。
- (6) 履修に関するオリエンテーションを受けていること。
- (7) 公衆衛生看護学実習に必要な交通費等の費用を負担できること。

5. 履修方法

- (1) 入学時オリエンテーション及び履修希望者へのオリエンテーションに出席する（日時等は掲示で知らせる）。
- (2) 履修希望届を定められた期間に教務課に提出する。
- (3) 指定したテーマに関する小論文を定められた期間に提出する（日時は掲示で知らせる）。
- (4) 履修が決定した者は履修登録を行う。

6. 履修者調整基準と調整時期

- (1) 各学年の学習成績と学習姿勢等が良好であること。
- (2) 指定したテーマに関する小論文が的確に記述されていること。
- (3) 面接にて履修動機の確認および学習準備状況、健康管理の状態が良好であることを確認する。
- (4) 本調整は3年次前期終了後（7月末頃予定）に実施する。

7. 「公衆衛生看護学実習」の履修条件

- (1) 「公衆衛生看護学実習」を履修するには、1. に示した科目のうち「保健医療福祉行政論Ⅱ」「公衆衛生看護学実習」を除く全ての科目の単位を配当年次において修得していなければならない。
- (2) 3年次前期までに配当されている全ての3群科目の臨地実習の単位を修得していることが望ましい。

8. 履修料

履修料は定められた期間（4年次前期履修登録期間）に納入する。
一旦納入された履修料はいかなる理由があっても返却しない。

※履修料8万円

9. 「公衆衛生看護学実習」に必要な交通費

実習交通費は学生数、実習施設の受け入れ人数などから公衆衛生看護学実習5単位分の交通費を4年次前期に算出し指定期間に集金、年度末に精算し、余剰金が発生した場合は返金する。

健康食品管理士／食の安全管理士 カリキュラム対応表

| 基礎科目 | 対応科目と履修年次 | | | |
|------------------|-------------------|--|---|--------|
| | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 |
| 生化学 (栄養化学) | | 生化学Ⅰ 生化学Ⅱ | | |
| 解剖学 | 解剖学Ⅰ 解剖学Ⅱ | | | |
| 生理学 | 生理学Ⅰ 生理学Ⅱ | | | |
| その他 基礎医学系教科 | 臨床基礎検査学 血液検査学Ⅰ | 分子細胞生物学 病理学 微生物学 臨床医学総論 免疫検査学Ⅰ | 臨床化学Ⅰ 臨床化学Ⅱ | |
| 専門科目 | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 |
| 健康食品学 | | | 食品機能学 [※] | |
| 食品衛生学 (講義) | 寄生虫学 公衆衛生学Ⅰ | 微生物学 | 臨床微生物学Ⅰ 臨床微生物学Ⅱ 食品機能学 [※] 食品関連法規 [※] | |
| 食品衛生学を含む (実習) | | | 臨床微生物学実習Ⅰ 臨床微生物学実習Ⅱ | |
| 臨床検査学又は 臨床栄養学 | 病理細胞検査学Ⅰ | 臨床病態学Ⅰ 血液検査学Ⅱ 病理細胞検査学Ⅱ 免疫検査学Ⅱ | 臨床栄養学 | 臨床病態学Ⅱ |
| 薬理学 | | | 薬理学 | |
| 関係法規 | | | 食品関連法規 [※] | |

※…自由科目